

＝北海道教育の基本理念＝

《基本理念》

- 自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む
- 心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む



自立



共生



《基本目標》

- I 社会で生きる実践的な力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 信頼される学校づくりの推進
- IV 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進
- V 北海道らしい生涯学習社会の実現

<第4次北海道教育長期総合計画>

＝上川管内教育推進の重点＝

《基本的な考え方》

ふるさとを愛し、夢と志をもって、可能性に挑戦するために

<北海道教育推進計画 2018～2022>



《推進の重点》

- 1-1 義務教育における確かな学力の育成
- 1-2 特別支援教育の充実
- 1-3 国際理解教育・キャリア教育の充実
- 1-4 情報教育の充実
- 2-1 道徳教育・ふるさと教育の充実
- 2-2 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実
- 3-1 体力・運動能力の向上
- 3-2 健康教育の充実
- 4-1 家庭教育支援の充実
- 4-2 学校と地域の連携・協働の推進
- 5-1 学校段階間の連携・接続の推進
- 5-2 学校運営の改善
- 5-3 学校安全教育の充実
- 6-1 生涯学習の振興
- 6-2 社会教育の振興

＝ 下川町町民憲章 ＝

わたくしたちは、さく北の雄大な自然の中に生きる下川町民です。
未来に希望を持ち、農・林・鉱の資源を活用して、よりよい下川をつくることに努めましょう。

- 1 心も、からだもすこやかに、あたたかい家庭をつくりましょう。
- 2 よい環境をつくり、青少年のつよく正しく育つまちにしましょう。
- 3 自然を愛し、美しいまちづくりに努力しましょう。
- 4 きまりを守り、みんな仲よく助け合い、明るいまちをつくりましょう。
- 5 町の歴史を大切に、文化の高い郷土をきずきましょう。〈昭和41年制定〉

＝ 下川町教育是 ＝

- 1 北方生活に適応する、健康で明朗な町民
 - 2 正義を愛し、敬虔で、豊かな情操をもつ町民
 - 3 勤労を尊び、科学的に生活を高める町民
 - 4 知性に富み、北方生活文化の向上を図る町民
 - 5 責任を重んじ、協調心強く、郷土愛に燃える町民
- 〈昭和30年制定〉

＝ 下川町総合教育大綱目標 ＝

○個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり

○すべての町民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化を含む）する

機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質

の高い教育の提供を目指す

